

## ★計画期間について

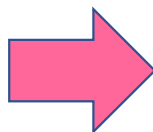
資料 5

### 現行プラン

#### 【計画期間】

平成30年度～令和5年度末の6年間

障害福祉計画及び障害児福祉計画は、3年毎の策定が義務付けられているため、中間見直しを行う。



### 次期プラン

#### 【計画期間】

令和6年度～令和11年度末の6年間

ただし、国の制度改正の動向等により、必要がある場合には見直しを行う。

障害福祉計画及び障害児福祉計画の計画期間は、自治体に委ねられているため、本市は、プランの計画期間と同期間とする。

## ★基本方針について

障害のあるひともないひとも、すべての人が違いを認め合い、支え合うまちづくりを推進する

国が令和5年3月に策定した障害者基本計画(第5次)において示している目指すべき社会像と本市現行プランで掲げるの基本方針の内容が合致した内容となっていることから現行プランの基本方針を引き継ぐ。

【現行プラン】

【次期プラン】

【キーワード】

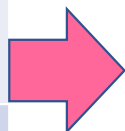
- 【1】  
「重複障害」や「重度障害」への適切な対応、ひきこもりに対する支援などの複合的支援を充実します
- 【2】  
障害のある女性など複合的に困難な状況に置かれている人の権利を擁護するため、複合的差別解消の視点をもって施策を推進します
- 【3】  
地域移行に向けて、また、障害のある人がすべて地域で安心して自分らしく生活できるよう、地域での理解促進など、市民みんなで支え合う体制の整備を推進します
- 【4】  
特性や状況に応じて、すべての子どもたちが身近な地域で適切な福祉施策や教育を受けられるよう、切れ目のない相談や支援を充実します

- 【1】  
「重複障害」や「重度障害」への適切な対応、障害のある女性や、障害のある方の家族（ケアラー）への支援も含め、複数の分野にまたがる課題については、関係機関が連携し、分野横断的な支援を充実します  
  
複合的な差別等の視点を持ちつつ、専門的観点からバックアップやサポートの体制整備とともに関係機関との重層的支援ネットワークの構築に取り組みます。
- 【2】  
どのような障害があっても、自分らしく地域生活が継続でき、地域移行を促進できる環境を整備し、施策を充実します  
  
重度障害や強度行動障害等、すべての障害のあるひとが、住み慣れた地域で安心して、生活をし続けることができるよう、生活を支えるために必要不可欠な障害福祉サービスの充実を図ります。
- 【3】  
安心して地域生活ができるよう、感染拡大時をはじめ、地震・台風等の災害発生時といった非常時においても、障害がある方が受ける影響を考慮し、きめ細かい配慮の視点をもって施策を推進します  
  
平時から障害のある方に対し、きめ細かい配慮の視点が必要ですが、とりわけ、感染症の感染拡大や災害の発生時等の非常時においては、よりきめ細かい配慮の視点を持った上で、障害のある方が地域で安心して暮らすことができるよう施策を推進します。
- 【4】  
特性や状況に応じて、すべての子どもたちが身近な地域で適切な福祉施策や教育を受けられるよう、切れ目のない相談や支援を充実します ※検討中  
  
早期発見・早期支援を基本に特性や状況に応じて、すべての子どもたちが身近な地域で適切な福祉施策や教育を受けられるよう、相談・支援・連携体制の充実・強化を図ります。 ※検討中

- 障害者基本計画（第5次）  
「ヤングケアラーを始めとする障害者の家族支援」  
「当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援」  
●円滑な実施を確保するための基本的な指針  
「重層的な支援体制」
- 障害者基本計画（第5次）  
「重度障害」「強度行動障害」「地域生活支援拠点等」
- 障害者基本計画（第5次）  
「障害特性等に配慮したきめ細かい支援」  
「非常時に障害者が受ける影響やニーズの違いに留意しながら取組を進めること」  
「情報アクセシビリティの確保」
- 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針  
①児童発達支援センターを中心とした地域の障害児通所支援の体制整備  
②児発・放デイにおける総合的支援  
③インクルージョンの推進  
④支援の質の向上 など

## ★施策目標及び施策体系について

| 現行プラン                                         |                                                                                   |
|-----------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------|
| 施策目標                                          | 施策体系                                                                              |
| 1<br>お互いに認め合い<br>支え合って暮らす<br>まちづくり            | ①啓発<br>②相談支援<br>③意思疎通支援・情報保障<br>④手話                                               |
| 2<br>地域で自立して生<br>活できる仕組みづ<br>くり               | ①福祉サービス<br>②住まい・暮らし<br>③地域交流                                                      |
| 3<br>安心して生活でき<br>る社会環境の整備                     | ①健康・医療<br>②こころの健康<br>③難病支援<br>④ユニバーサルデザイン<br>⑤災害対策<br>⑥権利擁護                       |
| 4<br>生きがいや働きが<br>いをもてるまちづ<br>くり               | ①社会参加<br>②文化・スポーツ<br>③就労                                                          |
| 5<br>障害や疾病等で支<br>援が必要な子ども<br>に対する福祉と教<br>育の充実 | ①早期発見・早期支援<br>②特性や状況に応じた<br>支援の提供<br>③相談・支援・連携体制<br>の強化<br>④一人一人のニーズに応<br>じた教育の推進 |



| 次期プラン                                          |                                                                                          |                                                                                                                                          |
|------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 施策目標                                           | 施策体系                                                                                     | 変更のポイント                                                                                                                                  |
| 1<br>お互いに認め合い、相互に<br>人格と個性を尊重するまち<br>づくり       | ① 啓発<br>② 情報保障<br>③ 意思疎通支援<br>④ 手話<br>⑤ ユニバーサルデザイン                                       | 広く社会全体へ浸透を目指す施策でまとめる。（障害のない側に求める施策等）<br>→「支えあう」の概念（②相談支援）を2へ移管                                                                           |
| 2<br>自らの決定に基づき、地域<br>生活が継続できる支援の推<br>進         | ① 相談・支援<br>② 福祉サービス<br>③ 住まい・暮らし<br>④ 地域の関係機関連携★<br>⑤ 重度の障害者への支援★<br>⑥ 地域移行★<br>⑦ 人材の育成★ | 新重点目標を踏まえ、「地域生活の継続」の単語を目標に掲げ、国計画を引用（障害者本人の自己決定の尊重）し、自らの決定に基づきを追加するとともに、施策体系を充実。<br>また、施策体系は、地域移行も含めて在宅障害者への福祉的支援の施策でまとめる。<br>→③地域交流を4へ移管 |
| 3<br>安心・安全に暮らすことが<br>できる生活環境の整備                | ① 健康・医療<br>② こころの健康<br>③ 難病支援<br>④ 災害対策<br>⑤ 権利擁護・虐待防止★<br>⑥ 感染症対策★                      | 文言整理を行う。（国計画を引用し、安全の追加と生活環境に修正）<br>感染症への支援を「福祉サービス」から移動し、施策体系に格上げする。                                                                     |
| 4<br>社会のあらゆる活動に参加<br>できるまちづくり                  | ① 地域交流<br>② 社会参加<br>③ スポーツ<br>④ 文化芸術★<br>⑤ 就労                                            | 文言整理を行う。（国計画を引用（基本理念「障害者を、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体として捉え」）し、「社会のあらゆる活動に参加」に修正）<br>「文化芸術」を「文化・スポーツ」から分離し、施策体系に格上げする。                      |
| 5<br>障害や疾病等で支援が必要<br>な子どもに対する福祉と教<br>育の充実 ※検討中 | ①早期発見・早期支援<br>②特性や状況に応じた支援の提供<br>③相談・支援・連携体制の強化<br>④一人一人のニーズに応じた教育の推進 ※検討中               | 「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針の一部改正（R5.5.19）」を踏まえ、児童発達支援センターの体制整備、インクルージョンの推進など、構成を大幅に修正する。                                    |